

議員提出議案第二号

文京区議会委員会条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和六年五月十三日

提出者 文京区議会議員

のぐちけんたる 

吉村 美紀 

松平雄一郎 

宮野ゆみ 

ほかり吉紀 

依田 翼 

高山かずひ 

石沢のりゆき 

千田恵美子 

浅川のぼる 

豪 佐藤 

山田ひろ 

宮本 伸 

田中 香澄 

沢田けい 

海津敦 

宮崎こうき 

たかはまなおき 

小林れい子 

金子てるよし 

市村やすと 

田中としかね 

名取顕 

白石英行 

松丸 昌 

岡崎 義 

上田ゆきこ 

品田ひで 

浅田保雄 

西村 修 

高山 泰 

山本 一 

関川けさ子 

板倉美千代 

文京区議会議長 殿



文京区議会委員会条例の一部を改正する条例

文京区議会委員会条例（昭和三十一年十二月文京区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「・総務部・区民部・アカデミー推進部・施設管理部・会計管理室・監査委員」を「、総務部、区民部、アカデミー推進部、施設管理部、会計管理室、監査委員」に、「・保健衛生部」を「、保健衛生部」に、「・土木部」を「、土木部」に改める。

第六条第五項中「・副委員長」を「、副委員長」に改める。

第八条の見出し中「・秩序保持権」を「及び秩序保持権」に改める。

第十条の見出し中「・副委員長」を「及び副委員長」に改める。

第十三条中「（委員長及び委員の除斥）」を削る。

第十五条中「・祖父母・配偶者・子・孫」を「、祖父母、配偶者、子、孫」に改め、「兄弟姉妹」の下に「（以下「自己等」という。）」を加え、「自己若しくはこれらの者」を「自己等」に改める。

第二十一条第二項中「・場所」を「、場所」に、「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

第二十三条第一項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十四条第二項中「前項」を「公述人」に、「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十七条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第三項中「第二十六条」を「前条」に改める。

第二十八条第一項中「次の各号」を「次」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正に伴う標準市議会委員会条例の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこととするほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。